

スタッフ名	A	B	C	D	改善の方向性
【規定、マニュアルやチェックリスト等の整備】					
1 虐待防止マニュアルやチェックリスト等を作成している。	○	○	○	○	作成済
2 虐待防止マニュアルやチェックリスト等について、職員に周知徹底するとともに活用している	○	○	○	○	定期的な勉強会等で周知している
3 緊急やむを得ない場合の身体拘束等の手続きや、方法を明確に定め、職員に徹底している。	○	○	○	○	
4 身体拘束について検討する場を定期的に設けている。	○	○	○	○	
5 緊急やむを得ない場合の身体拘束については、利用者（保護者）に説明を行い、事前に同意を得ている。	○	○	○	○	
6 個別支援計画を作成し、これに基づく適切な支援を実施している。	○	○	○	○	
7 個別支援計画作成会議は、利用保護者の参加を得て実施している。	×	△	×	○	保護者と面談し、作成会議を実施
【職員への意識啓発、研修】					
8 職員に対して、虐待の防止に関する研修や学習等を実施している。	○	○	○	○	
9 日々の支援の質を高めるための知識や、技術の向上を目的とした研修を実施している。	△	○	○	○	オンライン研修等も活用
10 虐待防止に関する知識・関心を高めるための掲示物等を掲示している。	○	○	○	○	施設出入口に掲示している
11 チェックリストの活用を図り、虐待に対する意識や日々のサービス提供等の状況把握に努めている。	○	○	○	○	
12 チェックリストの利用の徹底を図るとともに、発見時の報告、対応等について明確にしている。	○	○	○	○	マニュアルにも記載
【苦情、虐待事案への対応等の整備】					
13 虐待防止に関する責任者を定めている。	○	○	○	○	
14 虐待防止や権利擁護に関する委員会を施設（事業所）に設置している。	○	○	○	△	設置済
15 苦情相談窓口を設置し、利用保護者に分かりやすく案内している。	○	○	○	○	
16 苦情解決責任者等を規定等に定め、利用者等からの苦情の解決に努めている。	○	○	○	○	
17 職員が、支援等に関する悩みを相談することのできる相談体制を整えている。	○	○	○	○	HT運営本部にも相談口を設けている
18 施設（事業所）での虐待事案の発生時の対応方法等を、具体的に文章化している。	○	○	○	○	
19 施設内での虐待事案の発生した場合の再発防止等を具体的に文章化している。	○	○	○	○	

スタッフ名		A	B	C	D	改善の方向性
【その他】						
20	施設は、利用者またはその家族の意見や要望を聴く場を設けている。	○	○	○	○	
21	施設経営者及び管理者は、職員の意見や要望を聴く場を設けている。	○	○	○	○	
22	施設管理者は、職員同士がコミュニケーションを行える機会の確保に配慮や工夫を行っている。	○	○	○	○	定期的な会合や、全職員を対象とした社内会議等を設けている
23	利用者の希望や必要に応じて成年後見制度の利用支援を行っている。	—	△	×	△	
24	希望や必要に応じて、成年後見制度の活用等について、利用者（家族）に説明を行っている。	—	△	×	○	
25	虐待の防止や権利擁護について、利用者（家族）、関係機関との意見交換の場を設けている。	○	△	△	○	
【地域における虐待の防止、早期発見・対応】						
26	障害者（児）やその家族、地域住民等に対して、虐待の防止に関する普及・啓発を実施している	○	△	○	○	ポスター等で啓発
27	家族との連携と情報交換を積極的に行い、虐待の可能性のある事案の観察や早期発見に努めている。	○	○	○	○	情報交換を積極的に行っている
28	地域における虐待防止において、障害福祉サービス事業者の事業者間の連携を図っている。	○	△	△	△	必要あれば行っていく
29	虐待防止について、相談支援事業者、地域自立支援協議会や行政との連携・協力をしている。	○	△	○	○	
30	虐待事案のみならず、利用等を含め、相談窓口を設置・広報し地域住民の相談を受けている。	○	○	○	○	
31	地域の障害者が虐待を受けた場合の積極的な受け入れ（市町村からの依頼等）を行っている。	—	△	△	△	対象者・該当なし
32	虐待疑いがある場合、発見した場合の相談支援事業者や行政への連絡について手順が具体的に文章化している。	○	○	○	○	
33	虐待事案の疑いがある場合や発見した場合は、直接訪問する等の対応を行う努力をしている。	×	○	×	○	関係機関と連携し定めていく
34	虐待疑いがある場合や発見した場合、事業所として迅速かつ一元的対応が可能となる体制を事前に定めている。	○	○	○	○	